

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

地方出入国在留管理局在留審査担当首席審査官 殿  
地方出入国在留管理局支局在留審査担当首席審査官 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部  
在留管理課補佐官 増 田 栄 司

ジョブ型研究インターンシップに係る個別の資格外活動許可申請について

標記に関し、在留資格「留学」をもって大学院に在籍する者が1週につき28時間を超える資格外活動許可によりインターンシップを行う際には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条第2項に基づく個別の資格外活動許可申請を行う必要があるところ、今年度後期より文部科学省において大学院生を対象とした「ジョブ型研究インターンシップ」制度が開始され、当該制度を利用する大学院生は、正規の教育課程の単位科目として報酬を受けるインターンシップを行うこととなりました。

上記制度によりインターンシップを行う学生については、別添の文部科学省事務連絡による様式の証明文書が大学から交付されることとなりましたので、当該申請があった場合には、当該証明文書を確認の上、円滑な審査が行われるよう御留意願います。

おって、管下出張所に対しては、貴職から連絡願います。

別添 文部科学省事務連絡「「ジョブ型研究インターンシップ」に参加する留学生の在留資格について」 1 部

事 務 連 絡  
令和3年12月13日

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会会員 各位

文部科学省高等教育局専門教育課

「ジョブ型研究インターンシップ」に参加する留学生の在留資格について

拝啓 ますますご清祥のことと存じあげます。

さて、大学院学生を対象としたジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）につきましては、本年5月に実施方針（ガイドライン）を策定し、2021年度後期シーズンからトライアルを開始する運びとなりました。

つきましては、「ジョブ型研究インターンシップ」に参加する留学生については、在留資格「留学」のまま、資格外活動許可が必要となりますので、住所地を管轄する地方出入国在留管理官署において、留学生の当該インターンシップに係る個別の資格外活動許可を事前に申請いただくようお願いいたします。

また、申請手続きを円滑に進めるため、別紙様式を作成の上、資格外活動許可の申請書類とともに住所地を管轄する地方出入国在留管理官署に提出いただきますようお願いいたします。

(連絡先) 文部科学省高等教育局専門教育課

インターンシップ推進係

Tel : 03-6734-3345

E-mail : senmon@mext.go.jp

別紙様式

年 月 日

〇〇出入国在留管理局 御中

大学名：

部局名：

部局長名：

ジョブ型研究インターンシップを実施する学生について

このことについて、下記学生がジョブ型研究インターンシップ参加学生であることを証明します。

記

学生氏名	
学生の所属（研究科等）	
ジョブ型研究インターンシップ先企業名	
ジョブ型研究インターンシップの期間	